

＝平成23年度＝
「食の安全安心の確保に関する基本的な計画
(第2期)」に基づく施策の実施状況

平成24年9月

宮 城 県

目次

I	食の安全安心の確保に関する施策の実施状況の概要	1
II	食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	
1	安全で安心できる食品の供給の確保	
(1)	生産及び供給体制の確立	
イ	生産者の取組への支援	6
ロ	安全な農水産物生産環境づくり支援	9
ハ	事業者に対する支援	12
(2)	監視指導及び検査の徹底	
イ	生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底	14
ロ	事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底	17
ハ	食品表示の適正化の推進	22
2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	
(1)	情報共有及び相互理解の促進	
イ	情報の収集、分析及び公開	25
ロ	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	27
(2)	県民参加	
イ	県民総参加運動の展開	30
ロ	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	32
3	食の安全安心を支える体制の整備	
(1)	体制整備及び関係機関等との連携強化	
イ	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	34
ロ	みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応	34
ハ	食の安全に関する調査・研究の充実	34
ニ	国、都道府県、市町村との連携	34
(2)	みやぎ食の安全安心推進会議	36
4	食品に係る放射能対策(再掲)	
(1)	安全で安心できる食品の供給の確保	37
(2)	食の安全安心に係る信頼関係の確立	38
(3)	食の安全安心を支える体制の整備	38
III	施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価	40
IV	実績数値総括表	44
V	資料編	
・	用語集	50
・	みやぎ食の安全安心推進条例	62

I 食の安全安心の確保に関する施策の実施状況の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により県内の食産業施設の多くが被災し、復旧が進められているものの、復興には長い時間が必要な状況にある。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質による食品汚染は、食の安全安心を震撼させる大きな問題であり、関係機関との連携による迅速な対応に努めているところである。

平成23年度は、震災の影響により、事業の中止や事業内容の変更があったものの、食の安全安心の確保のため、迅速かつ適切な対応に努めた。

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

食品の生産においては、安全で安心できる食品を望む消費者の期待に応えられるよう、生産者自らが食の安全安心の必要性を身近に感じ、取り組むことが必要であり、その取組を促進する施策を実施した。

農業関係では、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を適切に運用するとともに、エコファーマーを育成した他、農薬使用者等に対する立入検査等を通じて、農薬の適正使用を推進した。

畜産関係については、県内全ての牛に管理用個体識別番号耳標を装着し、牛の移動履歴が把握できる体制を継続した。

水産関係では、東日本大震災により、ほとんどの既存処理場が被災したことから、施設等の整備支援に係る事業を中止した。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

食の安全安心を確保するためには、個々の生産者だけでは解決しにくい課題があることから、生産者が積極的に安全な農産物等の生産に取り組むことができる環境整備に努めた。

農業関係では、病虫害の防除対策の支援、カドミウム（Cd）基準値超過米の発生抑制対策の推進により、安全な農産物の生産を図った。また、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等について指導助言等を行った。

畜産関係では、家畜伝染病の検査の実施により、疾病発生を未然に防止したことで、経済的損失を防ぐとともに、安全で高品質な食品の生産を図った。

水産関係では、貝毒検査と定期的な貝毒プランクトンのモニタリングに基づく出荷自主規制措置により、貝毒による食中毒等の事故の未然防止に努めた。

ハ 事業者に対する支援

HACCPの考えを取り入れた本県独自の衛生管理手法「みやぎ食品衛生自主管理

登録・認証制度」について、事業者への普及推進に努めた。また、米トレーサビリティ法の全部施行に伴う周知啓発、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録推進を図った。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

食品の生産段階での安全性を確保するため、農薬の販売者及び使用者に対する立入検査、肥料・飼料の安全性確保のための立入検査及び動物用医薬品販売業者への立入検査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザの予防のための定期的な監視・検査等を実施し、生産物の安全安心の確保に努めた。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

食品衛生法に基づき、毎年度策定している宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設の監視指導並びに輸入食品を含む広域流通食品の規格基準、食品中の残留農薬、ノロウイルス及びBSE検査等を実施し、飲食に起因する危害発生の防止に努めた。

また、県内産主要農林水産物等の放射性物質濃度を測定するため、ゲルマニウム半導体検出器を配置して農林水産物の精密検査を行うとともに、地方機関に簡易測定器を配置し、農林産物等のモニタリング調査を実施して安全確認を行い、迅速に結果を公表した。

水産物については、県内の主要5魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査を実施するとともに、「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設置し、基準値を超える水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

さらに、市町村等が実施する放射性物質測定検査についても、交付金による支援を行った。

本県産の牛肉についても、と畜場において放射性物質の全頭検査を実施した。また、その検査に要する検査機器の整備を行った。

ハ 食品表示の適正化の推進

食品表示の適正化を推進するため、JAS法、食品衛生法などの関係法令に基づき監視指導を行った。また、輸入生かき偽装防止特別監視員（オイスターGメン）による監視・指導を実施し、輸入生かきの混入（偽装）防止に努めた。県民から食品相談窓口寄せられた疑義情報に対しの確に対応した。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

食の安全安心の確保のためには、情報の共有が重要であることから、みやぎ食の安全安心消費者モニター等の意向の把握に努めた。また、監視指導結果、食品検査結果及び食品等自主回収情報等、食の安全安心に関する情報を、ホームページへの掲載やパンフ

レットの配布等により、正確で分かりやすく、かつ、速やかに県民に提供し、消費者等の信頼感の醸成を図った。

みやぎ食料自給率向上県民運動についても、関係機関団体等と連携し、県民に広く周知した。

□ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

食の安全安心の確保のためには、消費者、生産者及び事業者の相互理解のもと、信頼関係を構築することが重要であることから、「地域の食と農の相談窓口」等の設置、民間企業等と連携した地産地消のPR、学校給食への地元食材の利用推進の働きかけ等により消費者、生産者及び事業者等の相互理解を促進した。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

平成22年度に開催した「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会の結果を踏まえ、活動の強化を計画していたが、震災対応により、多くの事業が中止となった。

しかし、ホームページを活用し、消費者モニター制度の周知と登録者の募集、事業者等からの「みやぎ食の安全安心取組宣言」の登録申請受付の他、食の安全安心の知識習得を図る研修会を開催した。

□ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

食の安全安心に関する意見・提言等の募集、講演会での意見交換、推進会議の開催により、広く県民の意見を収集した。特に県民の関心の高い放射能関連については、消費者モニター等へのアンケートを2回実施し、施策への反映に努めた。また、みやぎ食の安全安心に関する総合窓口、食の110番及び食品表示110番の相談窓口を設置し、県民がだれでも相談できる環境を整備し、継続して実施した。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制の整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

みやぎ食の安全安心推進条例に基づいて、宮城県食の安全安心対策本部会議（本部長：知事）を開催した。

また、関係各課に配置されている食の安全安心推進員による定例会議を開催し、基本計画に基づく施策の進捗管理及び議会報告に向けた実績の取りまとめを行った。

□ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応

食の安全安心の確保に対する危機に備えるため、関係各課で構成する食の危機管理対

応チーム会議を開催し、関係各課において作成している個別マニュアルに基づく活動内容の他、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品の汚染対策について情報の共有を図った。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実

ノロウイルスの浄化手法の検討等を計画していたが、震災により事業が中止となった。

二 国、都道府県、市町村との連携

厚生労働省等から適宜違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、検疫所における輸入食品等の検査結果についての情報を入手するなどして、輸入食品に関する情報収集に努めたほか、国に対しても違反食品等の情報の提供を行った。

違反食品等に関しては、国及び各自治体における回収に関する情報等の相互提供を図るとともに、各種会議等を活用し、積極的な協議、意見・情報の交換等を推進し、情報の共有化を進め、違反食品等の流通防止に努めた。暫定許容値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与したおそれのある牛の肉については、国や関係各自治体と緊密に連携し、暫定規制値を超える牛肉の流通を防止した。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

食の安全安心の確保を図るため、また、食品中の放射能等の問題に迅速に対応するため、「みやぎ食の安全安心推進会議」を3回開催するとともに、情報共有のための懇談会を開催し、「食の安全安心に関する基本的な計画」に基づいて実施された施策の評価に対して意見交換を行った。

4 食品の放射能対策（再掲）

(1) 安全で安心できる食品の供給の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、食品の放射能汚染が懸念されるため、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等について、指導助言等を行った。

また、県内産主要農林水産物等の放射性物質濃度を測定するため、ゲルマニウム半導体検出器を配置して農林水産物の精密検査を行うとともに、地方機関に簡易測定器を配置し、農林産物等のモニタリング調査を実施して安全確認を行い、迅速に結果を公表した。

水産物については、県内の主要5魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査を実施するとともに、「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設置し、基準値を超える水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

さらに、市町村等が実施する放射性物質測定検査についても、交付金による支援を行った。

本県産の牛肉についても、と畜場において放射性物質の全頭検査を実施した。また、その検査に要する検査機器の整備を行った。

(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立

消費者モニター等を対象として、放射能と食品の安全安心をテーマとした研修会を開催し、食品の安全性に関する情報の共有、意見の交換を行った。

また、消費者モニターを対象として、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」をテーマに設定してアンケート調査を実施し、消費者モニターの意見の把握に努めた。

(3) 食の安全安心を支える体制の整備

関係各課で構成する食の危機管理対応チーム会議を6月より再開し、食の安全安心の確保に対する危機に備えるため、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品の汚染対策について、情報の共有化を図った。

暫定許容値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与したおそれのある牛の肉については、国や関係各自治体と緊密に連携し、安全性を確保するため、流通調査や残品の放射性物質検査を実施し、流通を防止した。

II 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

(イ) 安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成

節減対象農薬及び化学合成肥料を節減した農産物を県が認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」について、生産者を対象に、説明会を開催(3回約230人参加)したほか、各種催しにおいてパンフレットを配布するなど、県認証制度の普及拡大に努めた。

さらに、環境にやさしい農業推進セミナー(約50人参加)等を開催し、エコファーマーをはじめ環境保全型農業の取組を消費者及び農業者にPRした。

3つの農業改良普及センターにおいて、実証展示ほを設置して、施設栽培野菜の病害虫の総合的な防除体系の実証普及活動を実施する取組については、震災により中止した。

(成果)

- ・「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」による認証登録面積及び取組件数は、津波被災により生産を中止する生産者がありやや減少した。
 生産登録面積 3,181ha (前年比96%)
 認証登録面積 3,004ha (前年比95%)
- ・エコファーマーは、8,743人(H24.3末現在)で、平成22年度末より335人減少した。

※販売農家数49,384戸(2010年世界農林業センサスより)

●「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」のマーク



農薬・化学肥料
不使用栽培農産物



農薬不使用・化学肥料
節減栽培農産物



農薬節減・化学肥料
不使用栽培農産物



農薬・化学肥料
節減栽培農産物

(ロ) 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大

組織的に取り組み、高度な取組内容を有するモデル産地を設置し、主体的な実践を支援する計画であったが、震災により中止した。

(イ) 農薬の適正使用の推進

使用者及び販売者に対する立入検査を実施した。使用者に対して「農薬使用基準」に基づき有効期限切れ農薬の適切な処分や保管管理の時の施錠や生産履歴の記帳等について指導した。販売者に対しては、農薬と他資材との区分、有効期限切れ農薬の適正処分などを指導した。

震災のため、農薬管理指導士の新規養成研修会を中止したが、更新研修会を実施（2回）した。

（成果）

- ・農薬管理指導士の更新や農薬危害防止運動の実施等により、農薬の適正使用への意識が高まった。
- ・農薬適正使用推進員の認定資格者を、農薬管理指導士へ認定移行し、資格の一本化を図り、細かな対応が実現できた。

立入検査数 販売店：279件，農業者：140件

農薬管理指導士は，1，146人

前年度（1，233人）より87人（0.7%）減少

(ロ) 牛のトレーサビリティシステムの推進

牛の移動履歴等の管理用個体識別番号耳標装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。

（成果）

個体識別番号耳標の装着率100%を維持することにより、牛の移動履歴が把握できる体制が確立されている。

※飼養頭数 乳用牛24,400頭，肉用牛96,100頭
（平成22年2月1日現在，畜産統計より）

(ハ) 水産関係の施設等の整備支援

東日本大震災により、既存カキ処理場のほぼ全施設が被災し、カキ・ホタテ共同作業施設における浄化処理施設整備計画（1件）を中止することになった。

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
認定エコファーマー数	9,284人	8,743人	11,000人
環境保全型農業取組面積（注）	21,857 ha	28,793 ha ※ H22 実績	45,000 ha
第三者認証GAP取得農場数	6農場	7農場	50農場
耳標の装着率	100%	100%	100%

（注）環境保全型農業取得面積：JAS有機農産物及び特別栽培農産物（県認証農産物，環境保全米等）の栽培面積

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
環境にやさしい農業定着促進事業 (農産園芸環境課)	10,431 [4,817]	特別栽培農産物を県が認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を運営した。 また、環境と調和した持続性の高い農業に取り組むエコファーマーの活動を支援した。
生産工程管理推進事業 (農産園芸環境課)	0 [0]	組織的に取り組み、高度な取組内容を有するモデル産地を設置し、主体的な実践を支援する。 ※震災のため中止
エコ・サポート普及活動事業－(1) (農業振興課)	0 [0]	3つの農業改良普及センターにおいて、実証展示ほを設置して、施設栽培野菜の病害虫の総合的な防除体系の実証普及活動を実施する。 ※震災のため中止
農薬安全使用指導事業 (農産園芸環境課)	2,361 [1,202]	農薬の適正使用を推進するため、販売者及び使用者に対する立入検査を実施し、農薬管理指導士の育成を図るとともに、農薬危害防止運動を展開した。
漁業経営構造改善事業 (水産業基盤整備課)	0 [0]	平成23年度以降に実施される予定の、県内共同かき処理場におけるかき浄化処理機器等の整備に対して指導を行う。 ※震災のため中止。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

(イ) 病害虫の適正防除及び土づくりの推進

指定病害虫や指定外病害虫に関して、定期的な巡回調査を実施するとともに、防除情報を提供し、県関係機関及び農業者団体等に対して適切な防除の支援を行った。

また、環境負荷のより少ない病害虫防除を推進するため、難防除病害虫や薬剤抵抗性を有する病害虫の防除対策を検討した。

作物生産の基盤となる生産力を、維持・向上させる土づくりについては、震災により事業を中止した。

— (成果) —

定期予報 11 回，特殊報 2 回，注意報・防除情報・その他の情報 2 回発表。
農作物の安定生産を確保するため，的確な防除対策を支援することができた。

(ロ) 土壤環境適正化の推進

カドミウム (Cd) 基準値超過米の発生を抑制するため，適正な水管理の徹底を推進した。県の調査や JA 等が自主的に行う立毛調査やロット調査への支援と古川農業試験場での確定分析を行い，基準値を超過した産米については，市場流通しないよう廃棄処理した。

さらに，米以外の畑作物等についても新たに基準値の設定が見込まれることから，県内の状況を把握するための土壤 Cd 濃度及び畑作物 Cd 含有量調査を行った。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により，食品の放射能汚染が懸念されるため，放射性物質濃度のデータを活用し，必要な営農対策等について，指導助言等を行った。

— (成果) —

平成 23 年は，平成 22 年同様に夏場が高温で出穂時期前後に少雨だったものの，適正な水管理を徹底した結果，0.4 ppm 以上のカドミウム基準値超過米は，3,601 袋 (30 kg / 袋) と，昨年 (11,599 袋 (30 kg / 袋)) の 3 割程度に抑えることができた。基準値を超過した産米は，全て廃棄処理し，市場流通していない。

(ハ) 家畜伝染病の発生予防とまん延防止

家畜伝染病予防法に基づく検査 (牛豚鶏延べ 3,152,622 頭羽) を検査し，家畜伝染病等の発生予防とまん延防止を図るとともに，慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した (牛 11 戸，豚 5 戸，鶏 6 戸)。

— (成果) —

家畜伝染病の検査の実施により，疾病発生を未然に防止し，経済的損失を防ぎ，安全で高品質な牛乳・乳製品を含む畜産物の生産が図られた。

慢性疾病については，生産性を阻害する疾病群を対象に実施し，慢性疾病発生と経済的損失の低減が図られた。

(二) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進

出荷が可能となった県産二枚貝等について，食中毒未然防止及び信頼性向上のための貝毒検査を実施した。（麻痺性貝毒検査：64回）

震災により，浄化处理施設整備（1件）の計画を中止した他，既存かき処理場のほぼ全施設が被災した。しかし，生かき生産期までに，宮城県漁業協同組合及び塩釜市漁業協同組合の一部で出荷が可能となったことから，生かきのノロウイルスの自主検査について，指導を行った。

（成果）

- ・順次出荷が再開された，カキ，ホタテ等の二枚貝及びトゲクリガニの貝毒を検査し，食中毒の未然防止が図られた。
- ・生産者団体による生かきのノロウイルスの自主検査について指導した結果，健康被害の発生防止が図られた。

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
農作物有害動植物発生予察情報発行回数	発生予察（予察情報）10回 （その他情報等）	発生予察（予察情報）11回 （その他情報等）	発生予察（予察情報）10回 （その他情報等）

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	実施概要
農作物有害動植物発生予察事業（農産園芸環境課）	4,880 [331]	10作物に対して，国指定の病害虫32種，指定外病害虫81種の発生状況について調査した。
発生予察支援対策事業（農産園芸環境課）	846 [41]	難防除病害虫や薬剤抵抗性を有する病害虫の防除対策の検討と大豆害虫の総合的防除の現地実証を行った。
地域未利用有機物の活用による肥料費低減技術開発普及事業（農産園芸環境課）	0 [0]	高騰している化学肥料に代えて，未利用有機質資材を活用し，土壌診断に基づく総合的な施肥管理方法を確立するため，土壌診断システムの充実と，施肥技術の現場普及を図る。 ※震災のため中止
農用地土壌汚染対策推進事業（農産園芸環境課）	4,324 [4,324]	吸収抑制資材の効果確認調査や汚染地域における各種調査，水管理による吸収抑制対策の実施の強化を図った。
宮城米流通対策事業（農産園芸環境課）	9,967 [9,967]	平成22年産までの汚染地域から生産された基準値を超えた産米の最終精算を実施した。

農作物・土壌対策事業 (農産園芸環境課)	2, 0 7 6 [1, 0 3 0]	土壌及び畑作物実態調査を踏まえ、畑作物のカドミウム吸収抑制技術の実証試験, 土壌浄化技術の実証試験を実施した。
土壌汚染対策事業 (農産園芸環境課)	7, 5 6 0 [7, 5 6 0]	高濃度汚染地域のほ場整備に併せて, 吸収抑制資材の散布を実施した。
家畜伝染病予防事業 (畜産課)	4 5, 0 3 9 [2 5, 1 6 2]	家畜伝染病予防法に基づき, 家畜伝染病及び家畜伝染性疾患の発生予防並びにまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業 (畜産課)	1 3, 1 5 9 [6, 5 8 1]	家畜の慢性疾患の発生低減のための検査・指導を実施した。
有用貝類毒化監視対策事業 (水産業基盤整備課)	1, 9 1 1 [1, 6 1 2]	食中毒の未然防止のため, 県産二枚貝等の貝毒検査を実施した。

ハ 事業者に対する支援

(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進

食品業界全体の衛生レベルの向上を図るため、HACCPの考えを取り入れた本県独自の衛生管理手法「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」について、事業者に対し講習会等を開催し、その普及推進に努めた。

平成23年度の新規登録は1施設あったが、震災により施設が被災したため廃業した事業者があり、平成16年度からの延べ登録施設数は41施設となった。また、平成23年度の新規認証はなかった。平成16年度からの延べ認証工程数26工程（19施設）にとどまった。

（成果）

東日本大震災の影響により、「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」による登録・認証件数は減少したが、復旧、復興再建に当たりHACCPの手法導入に対する事業者の関心は高くなっており、研修会への参加も多かった。

※ 登録とは、知事が要綱で定めた基準以上の施設・設備等を備え、自主衛生管理を行っていると思われる県内（仙台市を除く。）の食品製造施設等について保健所（支所）長が施設の「登録」を行うこと。

※ 認証とは、登録した施設が自主衛生管理を1年以上実施しているとともに、特定した主要食品を製造、加工又は調理する工程で基準以上の衛生管理方式を実施していると認められる施設の製造工程について知事が「認証」すること。



（ロゴマーク）

● 「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」

(ロ) 中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築

平成23年7月に米トレーサビリティ法が全部施行となったことから、関係者に対し説明会やパンフレットの配布を行うことで周知啓発を図った。

（成果）

説明会の開催やパンフレットの配布等により、制度の普及啓発が図られた。

(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大

県産食材を積極的に利用し、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、使用する県産食材の産地等をメニュー等で表示する取組を行った。

（成果）

「食材王国みやぎ地産地消推進店」については、平成24年3月末現在で212店舗を登録し、利用拡大の取組により広く県民に対して事業のPRを行った。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
みやぎHACCP研修会の受講者数	48人	72人	100人

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
みやぎ食品衛生自主管理登録 認証制度普及啓発事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	食品の製造施設に対しHACCPの概念を取り入れた手法による衛生管理を普及・啓発するための研修会を実施した。(22年度に開催準備していたものに基づき実施。参加者72人)
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課)	1,022 [1,022]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業の推進や、事業者との協働による地産地消の日の取組推進を実施した。 ※震災のため一部中止

(2) 監視指導及び検査の徹底**イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底****(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化**

販売者及び使用者に対する立入検査を実施した。使用者に対して「農薬使用基準」に基づき有効期限切れ農薬の適切な処分や保管管理の時の施錠や生産履歴の記帳等について指導した。販売者に対しては、農薬と他資材との区分、有効期限切れ農薬の適正処分などを指導した。

— 成果 —

- ・ 農薬管理指導士の更新や農薬危害防止運動等により、農薬の適正使用の意識が高まった。
- ・ 農薬適正使用推進員の認定資格を、農薬管理指導士へ認定移行し、資格の一本化を図り、細かな対応が実現できた。
- ・ 立入検査数：販売店 279 件，農業者 140 件
- ・ 農薬管理指導士：1，146 人（前年度の 1，233 人より 87 人（0.7%）減少）

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料取締法に基づき、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を実施した。

飼料安全法に基づき、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を 110 か所実施した。このうち、稲わら販売業者 75 か所の立入検査を実施し、原発事故による放射性物質に汚染された稲わらの流通防止や適正管理を指導した。

立入時に収去した飼料の分析検査を 24 点実施し、そのうち BSE 発生防止に係る検査として、牛用飼料への動物由来たんぱく質混入検査を 12 点実施した。また、牛飼養農家 1,629 戸を対象に、BSE 発生防止に係る飼料規制の指導・調査を実施した。

養魚飼料の安全確保のための立入検査については、飼料工場が被災したため中止した。

— (成果) —

(肥料)

- ・ 立入検査の結果、違反件数はなかった。
業者立入検査数：25 事業者
収去，分析点数：30 点収去，30 点分析

(飼料) ※畜産関係

- ・ 立入検査の結果、飼料の安全に重大な問題のある違反はなかった。軽微な不適合事例については、その都度指導し改善を図った。
- ・ 飼料中に動物由来たんぱく質の混入事例は認められなかった。

- ・飼料製造・販売業者や使用者の飼料の安全に対する意識が高まった。
- ・稲わら販売業者を除く飼料業者への立入検査件数は35か所で、本年度目標（36か所）の97%をクリアした。

(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導

動物用医薬品販売業者への立入検査により、適正な動物用医薬品の流通が図られた。

- ・動物用医薬品等販売業立入検査 80件
- ・動物用医薬品等販売業許可・更新等 100件

(成果)

動物用医薬品販売業者への監視指導により、適正な流通が図られた。
薬事法違反発見・指導改善件数 0件

(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施

① 定点モニタリング検査の実施

県内12か所の農場において、毎月1回ウイルス分離検査と抗体検査を実施した。

② 強化モニタリング検査

県内で100羽以上の採卵鶏を飼養する農場から抽出し、年1回の抗体検査を実施した。

③ 死亡羽数の報告

県内で100羽以上の鶏等を飼養する全ての農場から、毎月1回以上1週間の死亡羽数等について報告を求め、異常の早期発見と通報に努めた。

(成果)

- ① 定点モニタリング検査 実12戸 延1,290羽 全て異常なし
- ② 強化モニタリング検査 実32戸 実 330羽 全て異常なし
- ③ 死亡羽数の報告 実170戸 高病原性鳥インフルエンザを疑う報告なし

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
肥料成分不足・違反点数割合	3%	0%	0%
動物用医薬品販売の違反件数	5件	0件	0件

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
農薬安全使用指導事業 (農産園芸環境課) (再掲)	2,361 [1,202]	農薬の適正使用を推進するため、販売者及び使用者に対する立入検査を実施し、農薬管理指導士の育成を図るとともに、農薬危害防止運動を展開した。
流通飼料対策事業 (畜産課)	1,214 [1,024]	飼料製造・販売事業場への立入検査及び収去飼料の分析検査を実施した。
養殖衛生管理体制整備事業 (水産業基盤整備課)	0 [0]	養魚用飼料製造工場への立入検査及び飼料成分検査を実施する。 ※震災のため中止
肥料検査取締業務 (農産園芸環境課)	426 [257]	肥料生産業者への立入検査を実施し、販売されている肥料の収去・分析を行った。 ※震災のため縮小
動物用医薬品取締指導事業 (畜産課)	262 [262]	動物用医薬品販売業者への立入検査を実施し、適正な流通が図られるよう指導を行った。
家畜伝染病予防事業 (畜産課) (再掲)	45,039 [25,162]	定点モニタリング検査及び強化モニタリング検査、死亡鶏の報告徴求を実施、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に万全を期した。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。

① 飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導を実施した。

- ・施設数 39,571施設（重点監視施設402施設）
- ・監視延べ件数 31,747件（重点監視施設延べ監視件数806件）

*重点監視施設：不良・違反食品の発生や食中毒の多発するおそれのある業種・広域に流通する食品を製造・加工する業種から保健所（支所）が指定。

また、生食用食肉の規格基準が定められたことにより、取扱い施設の監視や県民に対する啓発を行った。

② 食中毒予防月間には、チラシを作成し、食中毒予防の啓発を行うとともに施設の監視指導や衛生講習会を実施した。

— (成果) —

飲食店及び食品製造施設等に対する計画的な監視指導や食中毒の予防啓発を行った結果、事業者の食中毒予防に対する意識が高揚するとともに、飲食に起因する重大な健康危害の発生を防止した。

(ロ) 食品検査による安全性の確保

① 食品の安全を確保するため、輸入食品を始め県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中に残留する農薬等の検査を実施し、飲食に起因する危害防止に努めた。

- ・収去検査（細菌検査881検体、理化学検査535検体）
- ・残留農薬等検査（28品目160検体(特殊検査計)）

うち残留農薬検査20品目106検体、うち輸入食品10品目63検体）

東日本大震災により検査施設（保健環境センター）が被災し、一部の検査（カビ毒、遺伝子組換え食品等）は、実施できなかった。

② 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染が懸念されることから、県内産主要農林水産物等の放射性物質濃度を測定するため、ゲルマニウム半導体検出器を配置して農林水産物の精密検査を行うとともに、地方機関に簡易測定器を配置し、農林産物等のモニタリング調査を実施して安全確認を行った。

水産物については、県内の主要5魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査を実施し安全確認を行うとともに、水産関係23団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設置し、基準値を超える水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

また、市町村等が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、交付金による支援を行った。

(成果)

- ・食品衛生法に基づく規格基準または表示基準に違反する食品 12 件について改善指導を行い、健康危害の発生を防止した。
- ・ゲルマニウム半導体検出器により県産農林水産物の精密検査を実施するとともに、地方機関に配置した簡易検査機器により農林産物等の放射性物質の検査を行い、モニタリング体制の強化が図られた。また、検査結果を速やかに公表することで、県民の不安の解消に繋げることができた。
- ・国や各関係機関・団体と連携し、農産物や土壌など放射性物質検査計画を作成し検査を実施した。これにより、暫定規制値を超過する農産物の市場流通を防ぐことができた。

県産農林畜水産物の放射能測定結果 (H23.4.1 ~ H24.3.31)

■精密検査

検査場所	機器	検査点数 (点)	うち暫定規 制値超過点 数
産業技術総合センター、 民間検査機関等	ゲルマニウム半 導体検出器	1,307	7 (0.5%)

■簡易検査

検査場所	機器	検査点数 (点)	うち精密検 査実施点 数※
県合同庁舎等	N a I シンチレ ーション検出器	1,303	16 (1.2%)

※簡易検査では、国が定める暫定規制値の 1/2 を超える放射性セシウムが検出された場合に、精密検査を行うこととしている。このため、簡易検査を実施した 1,303 点のうち 16 点は、国が定める暫定規制値の 1/2 を超えたため精密検査を実施した。

(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底

- ① 震災によりかきの養殖事業及びかき処理場等が被害を受けたため、営業を再開できた施設について、監視指導及び生食用かきの検査等を実施した。
 - ・処理場 14 施設 延べ監視数 106 件、
 - ・袋詰め業者 60 施設 延べ監視数 131 件、
 - ・入札場 2 施設 延べ監視数 0 件 (今年度はかきの取引を入札制としなかったため)。
- ② 成分規格やノロウイルス等の検査を実施した。
 - ・かき養殖海域の海水検査 46 ポイント、かき成分規格 25 検体、ノロウイルス 74 検体
 - ・ノロウイルスの検査では、13 検体のかきがノロウイルス陽性となった。

③ 安全な食肉を供給するため、と畜場の監視指導及び食肉の検査を実施した。

と畜場の監視指導及び食肉の検査

- ・と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 月1回（重点監視）
- ・食肉輸送車の監視 全車両
- ・枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等1, 536頭
- ・枝肉等細菌検査 480検体
- ・腸管出血性大腸菌検査（牛腸内容物） 90検体

④ 食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査を実施した。

食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査

- ・食鳥処理場の監視 週1回（重点監視）
- ・認定小規模食鳥処理場の監視 年12回／1か所
- ・食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2, 109検体
- ・食鳥肉細菌検査 208検体

⑤ BSE検査を牛全頭に実施した（5, 208頭）。

⑥ 本県産の牛肉については、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、牛の出荷制限が指示されたことを受け、8月24日から、と畜場において放射性物質の全頭検査を実施した。また、その検査に要する検査機器の整備を行った。

（成果）

- ・かき処理場等かきを取り扱う施設の監視指導、生かきの検査等により、不衛生な食品の流通を防止し、これらに起因する健康危害の発生を防止した。
- ・と畜場の監視指導及び食肉の検査等により、不衛生な食品の流通を防止し、これらに起因する健康危害の発生を防止した。
- ・食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査等により、不衛生な食品の流通を防止し、これらに起因する健康危害の発生を防止した。
- ・BSE感染牛は検出されなかった。
- ・8月24日から開始した牛の出荷制限に基づく牛肉の放射性物質検査により、食肉の安全性が確保された。

○県内検査

食肉処理場	検査頭数
仙台市食肉処理場 (うち暫定規制値超過)	11,984 頭 (1 頭)
県食肉流通公社 (うち暫定規制値超過)	539 頭 (0 頭)
合計 (うち暫定規制値超過)	12,523 頭 (1 頭)

○県外検査

出荷先	検査頭数	出荷先	検査頭数
東京都	3,321 頭	茨城県	71 頭
神奈川県	1,117	香川県	36
兵庫県	535	埼玉県	20
千葉県	343	長崎県	4
山形県	248	合計	5,885 頭
青森県	190		

※県外出荷分暫定規制値超過なし

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
食品営業施設の監視指導率	100%	121%	100%
かき処理場等の監視指導率	100%	167%	100%
食品検査率	100%	93%	100%

※ 食品衛生監視指導計画に掲げる監視指導又は検査目標数に対し、監視指導を実施した割合を監視指導率、又は検査を実施した割合を検査率としている。

※ 仙台市は、食品衛生法に基づく仙台市食品衛生監視指導計画を作成し、監視指導に当たっている。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食品営業施設の監視指導事業 (食品営業施設取締指導費) (食と暮らしの安全推進課)	10,415 [10,415]	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び製造施設等の監視指導を実施した。
食中毒防止総合対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	7,649 [7,649]	食中毒による危害の発生を防止するため、啓発用のチラシを作成・配布するとともに、観光地大型旅館、集団給食施設の監視指導や講習会を実施した。
食品検査体制強化事業 (食と暮らしの安全推進課)	15,413 [15,413]	安全で衛生的な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬やカビ毒等の検査を実施した。
かき処理指導費 (食と暮らしの安全推進課)	2,855 [2,855]	かきによる衛生上の危害の発生を防止するため、かき処理場等の監視指導及び生食用かき等のノロウイルス検査を実施した。
と畜食肉検査費(食肉衛生検査所管理運営費) (食と暮らしの安全推進課)	32,190 [32,190]	安全で衛生的な食肉を供給するため、動物用医薬品、農薬等の残留に対する検査及び腸管出血性大腸菌検査等を行った。
食鳥肉検査費 (食と暮らしの安全推進課)	1,997 [1,997]	安全で衛生的な食鳥肉を供給するため、動物用医薬品及び農薬等の残留に対する検査等を行った。
BSE検査事業 (食と暮らしの安全推進課)	4,068 [3,088]	BSEのスクリーニングを牛全頭に実施した。
放射性物質検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	63,414 [63,414]	放射性物質の検査機器を購入し、検査体制を整備した。 県食肉衛生検査所で検査される県産牛の全頭について放射性物質検査を実施した。

肉用牛出荷円滑化推進事業 (畜産課)	177,365 [177,365]	食肉処理場に出荷される県産牛について放射性物質の全頭検査を実施するとともに、規制値超過牛の保管・処分、廃用牛の集中管理を行った。
県産農林水産物等輸出促進事業(放射能検査機器整備) (食産業振興課)	17,783 [8,892]	県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援するため、放射能検査機器を導入するとともに、導入した機器を用いて輸出向け以外の農林畜産物の検査を実施した。
放射性物質影響検証事業 (食産業振興課)	3,911 [0]	農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行うため、市町村等が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、交付金による支援を行った。
農産物放射能対策事業 (農産園芸環境課)	31,453 [16,012]	東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能汚染が懸念されるため、主要県産農畜産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、安全確認を行う。また、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等について指導助言等を行った。
水産物安全確保対策事業 (水産業振興課)	15,178 [7,678]	県産水産物の安全性を確認して風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施した。
農林産物等放射性物質モニタリング調査 (食産業振興課)	0 [0]	地方機関7箇所に簡易検査機器を配置し、農林産物等の出荷前のモニタリング調査を実施した。

ハ 食品表示の適正化の推進

(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施

県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付けた（相談件数246件、うち食品の表示に関する相談15件）。

国及び県に設置している食品表示110番等に寄せられた情報等に基づき、関係機関と連携し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）又は不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に基づく調査を実施し、事業者に対する指導を行った。JAS法に係る食品表示制度に係る研修会等の開催の実施については、震災のため中止した。

県民にとって分かりやすく利用しやすいものとなるよう、食の安全安心に関する総合窓口を設置するとともに、相談窓口一覧を「みやぎ食の安全安心」のホームページをはじめ、リーフレット等に掲載し消費者、事業者に対する広報に努めた。

遺伝子組換え食品の検査については、東日本大震災により検査機関が被災したため、当初計画していた検査を実施できなかった（当初計画は米加工品10検体）。

うどん、クッキー等の食品について、アレルギー物質の表示が適正であるか検査した（インスタント食品、クッキー・ビスケット、食肉製品、魚肉ねり製品44検体）。

宮城県産かき適正表示協会会員に対し、輸入生かき偽装防止特別監視員（オイスターGメン）による監視・指導を実施し、輸入生かきの混入（偽装）防止と宮城県産かきの信頼回復に努めた（20社）。

食品販売・製造業者等に対して栄養表示及び健康食品虚偽誇大広告の禁止等に関する相談・指導等を行った。

（成果）

- ・ 44検体の食品中うどん1検体について、検査の結果アレルギー物質のそばが検出され、表示が不適正であることが判明したため、適正な表示を指導した。表示に関する食品製造業者や広告業者等からの相談・改善指導や立入検査により、表示の適正化を図った。また、販売業者等に対し啓発事業を実施することができた。
- ・ オイスターGメンによる監視・指導の結果、偽装・混入の事実は認められず、適正に取り扱っていることを確認した。調査結果をホームページで公開することにより、宮城県産かきの信頼回復が図られた。
- ・ 食品表示110番に消費者から寄せられた食品表示に関する法令違反疑義情報に基づき、確認調査を実施し、不適正表示のあった事業者に対しては所要の指導を実施した。また、事業者からの表示相談に対して関係法令に基づき適切な助言を行った。食品表示相談件数 52件（前年度73件）。

※ 宮城県産かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を図るため設置された宮城県産食品に係る適正表示協会制度（平成14年9月24日設置）に基づき、宮城県産かきに係る食品表示の適正化のために、かき仲買・袋詰め業者により「宮城県産かき適正表示協会」（平成14年10月4日）が設立された。

(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化

日常の購買活動を通じて、消費者の視点から食品表示について継続的に監視し、その結果を定期的に県に報告する食品表示ウォッチャーの委嘱と小売店に対するモニタリング調査については、震災のため中止した。

(イ) 食品表示に関する研修会（消費者・事業者）等の充実

震災のため、予定していた研修会を中止したが、食品適正表示（特別用途食品・栄養表示基準・健康食品等虚偽誇大広告）のための製造業者への指導及び相談に対応したほか、ホームページを更新して、消費者向けの情報提供の充実を図った。

（成果）

- ・食品製造業者や一般消費者からの相談に応じ、適正表示の普及と指導に努めた。
- ・他県及び他法主務課等からの情報回付に基づき、表示違反への指導を行った。
- ・ホームページの充実により、食品表示の活用が広く一般県民へ周知された。

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
食品表示適正店舗数の割合 (注)	97.2%	% (事業中止)	99%
食品表示に関する研修会（消費者及び事業者を対象としたものに限る。）	15回	回 (事業中止)	20回

(注) ウォッチャーが行ったモニタリング調査店舗数に占める適正な食品表示を行っている店舗の割合。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の110番 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
食品検査体制強化事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	2,760 [2,760]	うどん8検体、クッキー・ビスケット10検体、食肉製品8検体、魚肉ねり製品8検体、インスタント食品10検体について、食品中のアレルギー物質の検査を行った。遺伝子組み換え食品の検査については中止。

食品表示適正化事業	食品表示制度普及啓発事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	JAS法に係る食品表示制度に関する研修等の実施 ※震災のため中止
	食品表示監視指導事業(食品表示110番事業等) (食と暮らしの安全推進課)	49 [49]	食品表示110番等の情報に基づく事業者の指導の実施等
	食品表示ウォッチャー事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	消費者の食品表示ウォッチャーへの委嘱並びに知識の習得及びモニタリングの実施等 ※震災のため中止
健康増進法に基づく食品表示適正化指導(栄養表示, 健康食品虚偽誇大広告等) (健康推進課)		192 [192]	製造販売業者等への行政指導及び普及啓発を行った。また, 県民向けの普及啓発を行った。 ・相談・指導件数 37件 ・普及啓発 研修会1回 23人

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供

みやぎ食の安全安心消費者モニター、アンケートや食の安全安心に関する研修会(意見交換会)を実施して県民の意向の把握に努めたほか、食の安全安心に関するホームページの管理・運営を行い、食の安全安心に関して正確で分かりやすい情報提供を行った。

食に関する情報やイベントの開催については、「食材王国みやぎ」ウェブサイトやフリーペーパーなどを活用して情報提供を行った。

みやぎ食料自給率向上県民運動については、標語を募集し、最優秀作品を掲載したポスターを作成、県内公共施設やスーパー・コンビニ等へ配布して県民運動のPRを実施した他、JR東日本、仙台市交通局、宮城交通バス、河北新報など、県内公共交通機関や新聞・雑誌等においてポスター・サインボード等による集中PR(平成24年2月中旬から約1か月)を展開した。また、食料自給率向上に関する出前講座及びイベント等でのパネル展示による広報活動を行うとともに、各種情報誌で県民運動を紹介した。さらに「みやぎ食料自給率向上県民運動 参考資料」の作成・配布するとともに、小学生向け学習教材をホームページにて提供した。

(ロ) 監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表

宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果の公表を行った。

(成果)

- ・「みやぎ食の安全安心」サイトへのアクセス件数は、473,159件であった。
- ・「食材王国みやぎ」ホームページには、67,591件のアクセスがあり、ウェブサイト等の活用により食に関する情報発信を行うことができた。
- ・「みやぎ食料自給率向上県民運動標語」の募集に対する応募数は、3,112点だった。また、出前講座・パネル展示により県民運動の啓発が図られた。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
県からの情報提供が十分・ おおむね十分と感じる消費 者モニターの割合	27.4% (平成22年度 消費者モニター アンケート調査 結果)	(実施せず)	70%

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の安全安心確保総合情報提供事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	正確で分かりやすい情報提供及び正しい知識の普及啓発を図る。 ※震災のため中止
地域イメージ確立推進事業 (うち 食材王国みやぎ情報発信事業) (食産業振興課)	1,869 [1,869]	「食材王国みやぎ」ウェブサイトの運用により、県内の食に関する情報提供やイベントのPRを行った。
みやぎの食料自給率向上運動事業 (農林水産政策室)	840 [840]	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食料自給率向上県民運動標語募集と標語の活用による県民運動PR ・広報・啓発活動 (食料自給率パネル展示, 出前講座, 広報誌等) ※震災のため内容見直し, 縮小

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進

10月に、消費者、生産者が一堂に会して食の安全安心について学び、相互理解を深めながら、食の安全安心の確保に対する意識を高めるための研修会（テーマ「放射性物質と食の安全安心」）を開催した。

全農業改良普及センター及び農業振興課に設置した「地域の食と農の相談窓口」において、消費者等からの46件の相談に対応した。また、ホームページを活用した相談窓口も継続して開設し、消費者の相談に対応した。

（成果）

- ・消費者と生産者が一堂に会することで、食の安全安心に係る情報を共有し、相互理解を深める交流を推進することができた。
- ・「地域の食と農の相談窓口」による消費者等からの個別相談への対応により、消費者の食と農の疑問に対する情報提供を行い、農業者が取り組んでいる活動への理解が深まった。

(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進

食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消のPRを行った。

（成果）

民間企業等と連携した地産地消のPRを通じて、地産地消の取組を推進した結果、県産食材への一層の理解が図られた。

(ハ) 「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実

11月を「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」と定め、給食を実施している県内全小中学校に対し、地元食材の利用推進を働きかけた。また、下記の学校給食の状況に関する調査を実施した。

- ①「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」における県産食材利用調査
- ②学校給食地場産物活用状況等調査（食と農の県民条例基本計画、宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画における目標指標）

さらに、地方振興事務所担当者を対象に、登米市の取組事例について研修を行ったほか、学校給食での地産地消と、需要と供給のマッチング支援のための各種支援を行った。（地産地消や地域食材PR資料の配付、地場産食材活用推進研修会、調理場訪問による現地調査）

（成果）

学校給食における地場野菜等の利用品目割合は25.6%であった。（震災の影響により参考値）

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
「地域の食と農の相談窓口」 相談件数	133件	46件	150件
学校給食の地場野菜等の利 用品目の割合	30.8%	25.6% (※参考値)	33.6%



消費者と生産者のリスクコミュニケーション（平成23年度みやぎ食の安全安心に関する研修会）

- 1 開催月日 平成23年10月28日
- 2 内容
 - (1) 講演 「放射性物質と食の安全安心」
講師：東北大学大学院工学研究科・工学部教授 石井 慶造氏
 - (2) 意見交換
助言者：東北大学大学院工学研究科・工学部教授 石井 慶造氏
- 3 参加者 142名（みやぎ食の安全安心消費者モニター，一般消費者，農産加工者，行政機関等）

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の安全安心相互交流理解度アップ事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	県内の地方単位で食の安全安心に関連する関係機関等による意見・情報交換を行うとともに、地方懇談会等を開催する。 ※震災のため中止
食の安全安心確保総合情報提供事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	0 [0]	正確で分かりやすい情報提供及び正しい知識の普及啓発を図る。 ※震災のため中止
エコ・サポート普及活動推進事業ー(2) (農業振興課)	0 [0]	生活者等の食の農に対する一層の理解を得るため、全農業改良普及センター及び農業振興課に「地域の食と農の相談窓口」を設置し運営した。
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課) (再掲)	1,022 [1,022]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業の推進や、事業者との協働による地産地消の日の取組推進を実施した。 ※震災のため一部中止
学校給食地産地消推進事業 (農林水産政策室)	165 [165]	食材月間の普及・啓発、需要と供給のマッチング支援のための取組を行った。 ※震災のため内容見直し縮小

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開



● 「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」ロゴマーク

(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進

ホームページの活用により、みやぎ食の安全安心消費者モニターの登録者を募り、消費者の参加促進に努めるとともに、10月には、消費者、生産者が一堂に会して食の安全安心について学び、相互理解を深めながら、食の安全安心の確保に対する意識を高めるための研修会（テーマ「放射性物質と食の安全安心」）を実施した。

また、消費者モニターを対象としたアンケート調査については、モニター登録時のほか、9月に、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」をテーマに設定して実施し、消費者モニターの意見の把握に努めた。

— (成果) —

- ・ 消費者モニターの登録者数は、772人（平成24年3月末）となり、震災の影響等により、平成23年3月末の1,012人から大幅に減少した。
- ・ 研修会における消費者モニターの参加者数は79人（一般県民を含む全体では142人）であった。

(ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援

生産者及び事業者が日ごろから取り組んでいる食の安全安心に関して、自主基準を作成し、公開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業については、震災のため中止としたが、事業者の登録申請の提出を受付けるとともに、取組宣言者の名称や自主基準をホームページにより公開し、取組を支援した。



● 「みやぎ食の安全安心取組宣言」ロゴマーク

(成果)

みやぎ食の安全安心取組宣言者（事業者）は、平成22年度末から9事業者増加し、3,265者（平成23年度末現在）となった。

イ) 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発

みやぎ食の安全安心消費者モニターや一般県民を対象に研修会（放射性物質と食の安全安心）を、平成23年10月に開催した。また、「放射能汚染と食品の安全性を考えるフォーラム（消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ主催）」（平成24年1月16日開催）への参加を促し、食の安全安心に関する知識の普及を図った。

(成果)

- ・消費者に対して研修会等を実施し、特に放射能に係る食の安全安心に関する知識の習得が図られた。
- ・食の安全安心に関する研修会を1回開催し、参加者人数は、142人（うち消費者モニターは79人）であった。

(主な数値目標)

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
食の安全安心取組宣言者数	3,320者	3,265者	3,500者
消費者モニターの活動（参加）率	64%	58.6%	80%
各種講習会の参加者数	799人	142人	1,000人

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業 (食と暮らしの安全推進課)	22 [22]	みやぎ食の安全安心消費者モニターのアンケート調査及び研修会を実施した。 ※震災のため縮小
みやぎ食の安全安心取組宣言事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	生産者及び事業者による自主基準の作成・公開及び食品検査（自主検査）を支援する。 ※震災のため中止
みやぎ出前講座 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	重点施策等に関する県民の理解を深めるとともに、その意見等を県政に反映させるため、県職員が集会等に出向いて講座を実施する。 ※震災のため中止
食の安全安心推進条例普及啓発事業 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	「みやぎ食の安全安心推進条例」及び「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」について、ホームページにより普及啓発を図った。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

(イ) 県民の意見の把握

食の安全安心に関する意見・提言等の募集，食の安全安心に関する研修会での意見交換，みやぎ食の安全安心推進会議の開催等により，広く県民の意見を収集した。特に県民の関心の高い放射能関連については，消費者モニターへのアンケートを2回実施し，施策への反映に努めた。

消費者，生産者・事業者等による意見交換を行い，相互理解を深めることを目的に開催する地方懇談会については，震災により開催を中止した。

（成果）

放射能に関するアンケート調査によって広く県民の意見を聴取し，食の安全安心の確保に関する施策への反映に繋がった。

(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口（食品表示に関する相談窓口を含む）の充実

県民がだれでも気軽に危害情報の申し出ができるよう，食と暮らしの安全推進課にみやぎ食の安全安心に関する総合窓口及び食品表示110番を設置するとともに，県内各保健所に食の110番を設置し，県民の申し出に対応した。

県民から寄せられた疑義情報については，迅速に調査及び指導等を実施した。

（成果）

・相談件数は以下のとおりで，疑義情報については関係法令に基づき適切に対応した。

食の110番 246件（前年度196件）

食品表示110番 52件（前年度 73件）

・食の安全安心総合窓口等に寄せられた情報に対し，速やかに対応することができた。

（主な数値目標）

項 目	基準値 (平成21年度)	実績 (平成23年度)	目標値 (平成27年度)
地方懇談会の開催	16回	回 (事業中止)	14回

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫を除く]	実施概要
①食の安全安心相互交流理解度アップ事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	0 [0]	県内7圏域ごとに、「食の安全安心」や「地産地消・食育」などをテーマに、地方懇談会等を開催する。 ※震災のため中止
②食の110番 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問及び食品衛生法に関する相談を受け付け、相談者へ正しい情報の提供、法令違反・疑義情報に対する指導等を行った。
③食品表示110番 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0] (④を含む)	消費者からの食品の表示に関する苦情や相談を受け付けるとともに、疑義情報については、調査指導等を実施した。
④食品表示監視指導事業 (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	49 [49]	食品表示110番等の情報に基づく事業者の指導を実施した。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

みやぎ食の安全安心推進条例に基づいて、宮城県食の安全安心対策本部会議（本部長：知事）の指示のもと全庁横断的な取組を進めた。

また、食に関する安全及び食への消費者の信頼の確保を図るため、関係各課に配置されている食の安全安心推進員による定例会議を開催し、基本計画に基づく施策の進ちょく管理及び議会報告に向けた実績の取りまとめ等を行った。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアル含む）による迅速な対応

震災の対応により、4月と5月は、関係各課で構成する食の危機管理対応チーム会議を休止していたが、6月より再開し、食の安全安心の確保に対する危機に備えるため、関係各課において作成している個別の対応マニュアルに基づく活動内容の他、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品の汚染対策について情報の共有化を図った。

地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し、部局横断的に情報の収集・共有化及び食の危機の未然防止に努めた。

— (成果) —

- ・食の危機管理対応チームの定例会議等において、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び東京電力福島第一原子力発電所事故に対する放射線測定結果に基づく対応についての情報共有に努め、共通認識の醸成が図られた（食の危機管理対応チーム会議10回、食の安全安心庁内連絡会議10回を開催）
- ・各課で所管している個別マニュアルにより対応した事案について、定例会議において情報提供することにより、情報の共有化が図られた。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実

ノロウイルスの浄化手法の検討等を計画していたが、震災により事業が中止となった。

ニ 国、都道府県、市町村との連携

厚生労働省等から適宜違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、検疫所における輸入食品等の検査結果についての情報を入手するなどして、輸入食品に関する情報収集に努めたほか、国に対しても違反食品等の情報の提供を行った。

違反食品等に関しては、国及び各自治体における回収に関する情報等の相互提供を図るとともに、各種会議及び研修会等を活用し、積極的な協議、意見・情報の交換等を推進し、情報の共有化を進め、違反食品等の流通防止に努めた。特に、暫定許容値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与したおそれのある牛の肉については、国や関係各自治体と緊密に連携し、安全性を確保するため、流通調査や、残品の放射性物質検査を実施し、暫定規制値を超える牛肉の流通を防止した。

(成果)

国，都道府県，市町村等の連携による食の安全確保対策の推進が図られるとともに，関係各省庁のホームページをはじめ，食の安全・安心ネットワーク及び全国食品安全自治ネットワーク等により，適時に情報の提供が行われた。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	実施概要
食の安全安心推進条例普及啓発事業(※みやぎ食の安全安心推進会議費に統合) (食と暮らしの安全推進課) (再掲)	0 [0]	「みやぎ食の安全安心推進条例及び「食の安全安心の確保に関する基本計画」について，ホームページにより普及啓発を図った。
生がきノロウイルス対策技術開発事業 (水産業基盤整備課)	0 [0]	検査精度の向上，検査時間の短縮技術の開発 ※震災のため中止

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

食の安全安心の確保を図るため、「みやぎ食の安全安心推進会議」の運営を行うとともに、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況について評価を受け、各種施策に反映させた。

また、みやぎ食の安全安心推進会議委員の自主的な意見交換の場として、「みやぎ食の安全安心推進会議懇談会」を初めて開催し、施策の実施状況の評価について情報共有を図った。

会議の開催状況

期 日	検討内容等	委 員 数
第 1 回 H23.7.5	○「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づく平成 2 3 年度事業計画について ○平成 2 3 年度みやぎ食の安全安心推進会議の開催計画について	1 5 人 (構成内訳： 消費者代表 5 人（公募委員：2 人） 生産者・事業者代表 7 人 学識経験者 3 人)
第 2 回 H23.12.26	○平成 2 2 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況の評価に対する県の対応について ○平成 2 3 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 2 期）」に基づく施策の実施状況（中間報告）について ○放射能汚染に対する対応について ○みやぎ食の安全安心県民総参加運動について ●みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果について ●みやぎ食の安全安心に関する研修会開催実績について	
第 3 回 H24.2.3	○平成 2 4 年度食品衛生監視指導計画について ○宮城県の放射線・放射能検査体制について ○みやぎ食の安全安心県民総参加運動について ●食の安全安心消費者アンケート調査結果について	

※ ○議題 ●報告

● 懇談会

期 日	検討内容等	出席者数
第 1 回 H23.10.2 8	○平成 2 2 年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づく施策の実施状況に係る評価について	5 人 (みやぎ食の安全安心推進会議委員)

4 食品に係る放射能対策（再掲）

（1）安全で安心できる食品の供給の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、食品の放射能汚染が懸念されるため、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等について、指導助言等を行った。

また、県内産主要農林水産物等の放射性物質濃度を測定するため、ゲルマニウム半導体検出器を配置して農林水産物の精密検査を行うとともに、地方機関に簡易測定器を配置し、農林産物等のモニタリング調査を実施して安全確認を行い、迅速に結果を公表した。

水産物については、県内の主要5魚市場に簡易測定器を貸与し、スクリーニング調査を実施し安全確認を行うとともに、水産関係23団体が一堂に会した「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設置し、基準値を超える水産物を市場に流通させないよう万全な対策を講じた。

さらに、市町村等が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、交付金による支援を行った。

本県産の牛肉については、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、牛の出荷制限が指示されたことを受け、8月24日から、と畜場において放射性物質の全頭検査を実施した。また、その検査に要する検査機器の整備を行った。

（成果）

- ・ゲルマニウム半導体検出器により県産農林水産物の精密検査を実施するとともに、地方機関に配置した簡易検査機器により農林産物等の放射性物質の検査を行い、モニタリング体制の強化が図られた。また、検査結果を速やかに公表することで、県民の不安の解消に繋げることができた。
- ・8月24日から開始した牛の出荷制限に基づく牛肉の放射性物質検査により、食肉の安全性が確保された。
- ・国や各関係機関・団体と連携し、農産物や土壌など放射性物質検査計画を作成し検査を実施した。これにより、暫定規制値を超過する農産物の市場流通を防ぐことができた。

県産農林畜水産物の放射能測定結果（H23.4.1～H24.3.31）

■精密検査

検査場所	機器	検査点数 (点)	うち暫定規制値超過点数
産業技術総合センター、民間検査機関等	ゲルマニウム半導体検出器	1,307	7 (0.5%)

■簡易検査

検査場所	機器	検査点数 (点)	うち精密検査実施点数 ※
県合同庁舎等	NaIシンチレーション検出器	1,303	16 (1.2%)

※簡易検査では、国が定める暫定規制値の1/2を超える放射性セシウムが検出された場合に、精密検査を行うこととしている。このため、簡易検査を実施した1,303点のうち16点は、国が定める暫定規制値の1/2を超えたため精密検査を実施した。

牛肉の放射性物質検査		■ 県内検査		■ 県外検査	
食肉処理場	検査頭数	出荷先	検査頭数	出荷先	検査頭数
仙台市食肉処理場 (うち暫定規制値超過)	11,984 頭 (1 頭)	東京都	3,321 頭	茨城県	71 頭
県食肉流通公社 (うち暫定規制値超過)	539 頭 (0 頭)	神奈川県	1,117	香川県	36
合計	12,523 頭 (1 頭)	兵庫県	535	埼玉県	20
		千葉県	343	長崎県	4
		山形県	248	合計	5,885 頭
		青森県	190		

※県外出荷分暫定規制値超過なし

(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立

10月に、消費者モニター等を対象として、放射能と食品の安全安心をテーマとした研修会を開催し、食品の安全性に関する情報の共有、意見の交換を行った。

また、消費者モニターを対象としたアンケート調査については、モニター登録時のほか、9月に、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」をテーマに設定して実施し、消費者モニターの意見の把握に努めた。

— (成果) —

- ・消費者に対して研修会を実施し、放射能に係る食の安全安心に関する正確な知識の習得が図られた。
- ・放射能に関するアンケート調査によって広く県民の意見を聴取し、食の安全安心の確保に関する施策への反映に繋がった。

(3) 食の安全安心を支える体制の整備

定期的に行っている、関係各課で構成する食の危機管理対応チーム会議については、震災の対応により、4月と5月は、休止したが、6月より再開し、食の安全安心の確保に対する危機に備えるため、関係各課において作成している個別の対応マニュアルに基づく活動内容の他、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質による食品の汚染対策について、情報の共有化を図った。

暫定許容値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与したおそれのある牛肉については、国や関係各自治体と緊密に連携し、安全性を確保するため、流通調査や残品の放射性物質検査を実施し、暫定規制値を超える牛肉の流通を防止した。

— (成果) —

- ・食の危機管理対応チームの定例会議等において、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び東京電力福島第一原子力発電所事故に対する放射線測定結果に基づく対応についての情報共有に努め、共通認識の醸成が図られた（食の危機管理対応チーム会議10回、食の安全安心庁内連絡会議10回を開催）
- ・国、都道府県、市町村等の連携による食の安全確保対策の推進が図られるとともに、関係各省庁のホームページをはじめ、食の安全・安心ネットワーク及び全国食品安全自治ネットワーク等により、適時に情報の提供が行われた。

☆主な関連事業一覧

関係事業名	事業費(千円) [うち一般財源]	実施概要
放射性物質検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	63,414 [63,414]	放射性物質の検査機器を購入し、検査体制を整備した。 県食肉衛生検査所で検査される県産牛の全頭について放射性物質検査を実施した。
肉用牛出荷円滑化推進事業 (畜産課)	177,365 [177,365]	食肉処理場に出荷される県産牛について放射性物質の全頭検査を実施するとともに、規制値超過牛の保管・処分、廃用牛の集中管理を行った。
県産農林水産物等輸出促進事業(放射能検査機器整備) (食産業振興課)	17,783 [8,892]	県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援するため、放射能検査機器を導入するとともに、導入した機器を用いて輸出处以外の農林畜産物の検査を実施した。
放射性物質影響検証事業 (食産業振興課)	3,911 [0]	農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行うため、市町村等が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、交付金による支援を行った。
農産物放射能対策事業 (農産園芸環境課)	31,453 [16,012]	東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能汚染が懸念されるため、主要県産農畜産物等を対象に放射性物質の濃度を把握し、安全確認を行う。また、放射性物質濃度のデータを活用し、必要な営農対策等について指導助言等を行った。
水産物安全確保対策事業 (水産業振興課)	15,178 [7,678]	県産水産物の安全性を確認して風評被害を防止するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施した。
農林産物等放射性物質モニタリング調査 (食産業振興課)	0 [0]	地方機関7箇所に簡易検査機器を配置し、農林産物等の出荷前のモニタリング調査を実施した。

Ⅲ 施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価

注) 施策の達成度 A : 達成している, B : 概ね達成している, C : 達成していない

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

※施策の達成度 B

自然災害・放射線被害による支援・計画の中止があったが、継続できた支援があった。これまで続けてきた施策は着実に定着してきている。皮肉だが放射能問題によって生産者にも食の安全安心がより身近な課題となっていて、それが後押ししている。水産は津波で被害を受けたが、今後の復興過程での安全対策をどのように作っていくかが課題となる。

エコファーマーの減少理由が、高齢化のためなのか、後継者がいないためなのか、震災の影響によりなのかという疑問がだされたが、エコファーマーや環境保全農業を進める担い手の拡大も大きな課題となっている。

牛のトレーサビリティについては、多くの委員からは、現状が評価された。

ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援

※施策の達成度 A

放射能対策のうち、土壌対策は除染やカリウム施用などの対策がとられているが、それがどの程度農家レベルに行き渡らせるかが課題となる。また、震災後、衛生状況の悪化中、伝染病や食中毒の発生など懸念されたが、大きなトラブルがなかったことは、日頃の予防対策などが功を奏したものと評価できる。

(イ)～(ハ)については、病虫害の適正防除、家畜伝染病の発生予防については達成していると評価され、土壌環境の適正化の推進については、C d 以外に放射性物質も含めて考える必要があると提案され、貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策については復旧後の検査が期待されている。

ハ 事業者に対する支援

※施策の達成度 B

(イ)については多少評価できるが(ロ)(ハ)については、もう少し宣伝活動を考えて効果を上げるよう努力が必要である。特に、生産者の取組支援と同じく危機感の共有という面で息切れしない取り組みが課題となっている。

営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進については、震災被害による質の低下及び登録件数の減少が指摘できるものの研修会の参加者は多く、事業者の意欲は認められる。今後とも参加者への教育を一層強化することが課題となっている。

表示については、県内にも放射能汚染地域があることから、測定値を付記するなどの工夫をして、安心して「地産地消」ができる環境づくりが必要である。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底

※施策の達成度 B

全体として施策は十分に浸透しているという評価が多かったが放射能対策についての意見が多く出た。「稲わらの放射能対策については想定外とは言え、流通防止はなんとかなくても、保管についてやや場当たりの感じが否めない。」「放射能に汚染された稲わらの管理に対する認識が甘かったと思う。結果論ではあるが、全国に流通する前に対応できていればとの想いがある。」といった内容であった。この項目では、一部震災の影響を受け実施できていないものもあったための評価となった。

ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底

※施策の達成度 A

事業者は消費者の不安に対して敏感にならざるを得ず、そのための対策も取っている。それを支えるのが行政の体制であり、その点では相方の信頼は高まっている。あるいは行政を信じなければ仕事にならない状況であり、相互不信はない。しかし、放射能による健康被害は食中毒のように「ただちに健康に影響がない」というものの将来どのように顕われてくるか分からないところに不安は増大している。

「今後、海水の汚染が懸念されており、魚貝類に対する検査体制を強化してほしい」という提案や「放射能汚染の懸念から安全性が確保できているかが不安視されているので、かきの養殖業の再開にあたって監視指導を強化してほしい」という意見が出ている。

ハ 食品表示の適正化の推進

※施策の達成度 B

モニタリングも含めて監視体制が整ってきていることは評価できる。しかし、モニターを含めて消費者がどこに情報を発信すれば、それが施策に反映されるのか、意見の反映ルートが十分見えていない。

食品表示に関して前年より情報として十分伝わっていなかった。当分類では、多くの事業が中止されており、今後の事業の回復強化が課題となっている。とくに従来からの事業の継続性を重視してほしい。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

※施策の達成度 A

情報の収集・分析は達成していると評価できるが、適切な公表が十分なされなかった。情報の公開は安心につながるもので、今後とも強化してほしい課題である。

食品の安全・安心に関する情報の受発信については、今回の状況の下では、ある程度達成できたと評価できる。しかし、放射能に関する情報の分析並びに提供は、十分に評価することは難しい。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

※施策の達成度 B

学校給食での地場野菜の利用率の低下についての分析と対策が、消費者の求める安全安心への答えになるのではないかと。全体として事業が進んでいると理解していたので残念。

「地域の食と農の相談窓口」の相談件数の大幅な低下は震災に起因するのか、また、学校給食の地場野菜等の利用率の低下は、放射能汚染によるものなのか不明だが、特に学校給食の食材の徹底した放射能測定が望まれる。

消費者、生産者が一堂に会して研修会を開催していることは評価できるが、せっかくの機会であり、交流の場の設定を望む。生産者は、放射性物質の検査数値をどのように公表すれば、消費者により理解してもらえるかを非常に悩んでいる。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

※施策の達成度 B

震災が一番大きな影響を与えた部門と思う。これは地道に対応して行くしかないと思われる。東日本大震災の影響により計画した事業の中止及び内容の縮小等、施策の達成に至らなかった分野となった。

消費者モニターについては、登録数を気にするのではなく、各年代を考慮に入れながら、子育て世代をどう取り込むかを考えることが課題となっている。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

※施策の達成度 B

消費者から寄せられた110番情報などがどのように施策に反映されたか、県民にフィードバックすることが重要となっている。そのためホームページやモニターだよりを活用して、消費者の情報への対応を明らかにしていく。放射能に関して正しく理解するためにも研修会の開催を増やし、特に若い人たちが多く参加できるための工夫が必要となっている。また、地方懇談会の復活並びにテーマの適切な選定が課題となっている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制の整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進

※施策の達成度 A

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等(個別のマニュアルを含む)による迅速な対応

※施策の達成度 B

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実

※施策の達成度 一

ニ 国、都道府県、市町村との連携

※施策の達成度 B

県としての総合的な体制や緊急対応はできていたが、食の危機管理マニュアルで広範囲な放射能汚染は想定していなかったため、評価しにくい分野でもある。国との連携については全くダメとの印象を県民は持った。但しその責任は国の方が大きい。といっても、放射能汚染の問題もあるので、今まで以上に連携の強化を望む。また、現場にいる者として市よりも県の方の情報が早かった点は評価できる。今後、情報を共有した後どのような展開があるのかを見せていくことが体制づくりとなる。

4 食品に係る放射能対策

(1) 安全で安心できる食品の供給の確保

※施策の達成度 B

「見えないモノに対する不安の中で後日になって食品の放射能汚染の実態を知らされることが多く、今後に対する不安が増大し、安心して安全な食品を求めることができない。生産者の補償を手厚くし、汚染されたものは市場に出回らせないことを徹底していくことが重要である」、「出荷制限の指示された物や出荷自粛を余儀なくされた物については、国に全量買い取ってもらうことが一番良いが、東電が賠償してくれることをもっと生産者に知らせれば、生産者は安全な品物しか出荷しない」、「安全・安心を確保するためには、検査と結果の情報提供が必要。また、より多くの検査ができるような体制が必要。」といった安全安心に関する意見が多く出された。

(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立

※施策の達成度 B

「健康にただちに影響がない」との対応で信頼関係を構築することは難しい。特に県南部の放射能測定や除染、給食食材に対する対応など隣県の対策としては遅きに失した感が否めない。県からの情報発信は大変結構であるが、消費者はもっと身近で検査した物しか信用しないので、なかなか購買力が上がらなかった。ようやく各市町村が自家生産野菜についても検査するようになったことは評価できる。「食の安全安心に係る信頼関係の確立には、県民の不安に感じることを的確に吸い上げることと、正しい情報を提供することが大切である。調査と講演会が関連づけて行われるようにしてほしい。」「放射能関連のアンケートは、消費者モニターや研修会に参加した人だけでなく、県HPの放射能サイト内でもできるようにして、各年代・性別・各層の人達に意見を出してもらいたい」という要望が多かった。

(3) 食の安全安心を支える体制の整備

※施策の達成度 B

「この問題については、スピード感と県としての明確な判断・指導がほしい。」「食の危機管理対応チーム会議の情報内容をさらに公開できる形に整備してほしい。」と

いった要望が多い。消費者が望む安全・安心の基準が見えないため、例えば消費者が持ち込んだものをどう検査するのかが課題となる。そこで何らかの数値が出れば（例えば消費者が露地で作った原木キノコや自分で採った山菜・キノコを持ち込んだ場合など）、風評被害の恐れもある。そのため、慎重な対応も必要だけでなく、消費者の要求とのギャップをどう埋めるかも課題となっている。しかし、放射能に対する検査体制の強化ならびに情報発信の体制づくりの強化は、まずは徹底して行なうことが必要となる。県の検査・情報公開，市町村の検査・情報公開，業界団体の検査・情報公開とが連携されることを期待したい。

IV 実績数値総括表

1 安全で安心できる食品の供給の確保 (1) 生産及び供給体制の確立

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度 (農産園芸環境課)	認証登録面積 3,160 ha	認証登録面積 3,144 ha	認証登録面積 3,004 ha
認定エコファーマー (農産園芸環境課)	9,284人	9,078人	8,743人
共同かき処理場及びかき浄化処理施設の整備 (水産業基盤整備課)	○共同かき処理場施設整備 — ○かき浄化機器整備 — ○かき浄化処理施設の整備率 ・施設数ベース 79.5%	○共同かき処理場施設整備 — ○かき浄化機器整備 — ○かき浄化処理施設の整備率 ・施設数ベース 79.5%	○共同かき処理場施設整備 ※震災により被災 ○かき浄化機器整備 ※震災により被災 ○かき浄化処理施設の整備率 ※震災により調査不可
家畜伝染病に基づく検査 (畜産課)	○牛豚鶏延べ 292,019頭羽	○牛豚鶏延べ 3,244,661頭羽	○牛豚鶏延べ 3,152,622頭羽
慢性疾病低減のための検査、指導 (畜産課)	○牛 16戸 ○豚 12戸 ○鶏 4戸	○牛 16戸 ○豚 9戸 ○鶏 11戸	○牛 11戸 ○豚 5戸 ○鶏 6戸
土づくり実証装置 (農産園芸環境課)	県内9か所	県内9か所	県内 1か所 ※中止
貝毒検査 (水産業基盤整備課)	○13海域 ○384回	○13海域 ○336回	○13海域 ○64回
ノロウイルス検査 (水産業基盤整備課)	○33漁場 ○815件	○33漁場 ○729件	○13漁場 ○199件
みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度 (食と暮らしの安全推進課)	○登録(新規) 4施設 ○認証(新規) 5工程4施設 (延べ数) ○登録 45施設 ○認証 31工程	○登録(新規) 2施設 ○認証(新規) 1工程 1施設 (延べ数) ○登録 46施設 ○認証 32工程	○登録(新規) 1施設 ○認証(新規) 0工程 0施設 (延べ数) ○登録 41施設 ○認証 26工程

(2) 監視指導及び検査の徹底

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
農薬販売者及び使用者 に対する立入検査 (農産園芸環境課)	○販売店 425件 ○使用者 188件	○販売店 323件 ○使用者 230件	○販売店 279件 ○使用者 140件
農薬管理指導士 (農産園芸環境課)	1,204人	1,233人	1,146人
肥料生産業者に対する 立入検査 (農産園芸環境課)	○検査箇所数 31カ所 ○収去点数 17点	○検査箇所数 42カ所 ○収去点数 25点	○検査箇所数 25カ所 ○収去点数 30点
動物用医薬品等取締 (畜産課)	○動物用医薬品販売業立入 検査 100件 ○動物用医薬品販売業許可 ・更新等 41件	○動物用医薬品販売業立入 検査 102件 ○動物用医薬品販売業許可 ・更新等 147件	○動物用医薬品販売業立入 検査 80件 ○動物用医薬品販売業許可 ・更新等 100件
飲食店及び食品・加工 製造施設等の監視指導 (食と暮らしの安全推 進課)	○要許可施設数 25,374施設 ○許可不要施設数 16,298施設 ○監視延べ施設数 ・許可前 4,046施設 ・通常監視 35,154施設	○要許可施設数 24,658施設 ○許可不要施設数 16,277施設 ○監視延べ施設数 ・許可前 3,602施設 ・通常監視 31,044施設	○要許可施設数 24,174施設 ○許可不要施設数 15,397施設 ○監視延べ施設数 ・許可前 4,120施設 ・通常監視 27,627施設
観光地の大型旅館,集 団給食施設等,特に重 点的に監視すべき施設 (食と暮らしの安全推 進課)	○526施設を指定 ○監視延べ施設数 1,195施設	○507施設を指定 ○監視延べ施設数 1,085施設	○402施設を指定 ○監視延べ施設数 806施設
収去検査 (食と暮らしの安全推 進課)	○細菌検査 1,851検体 ○理化学検査 962検体	○細菌検査 1,811検体 ○理化学検査 973検体	○細菌検査 881検体 ○理化学検査 535検体
特殊有害物質調査 (食と暮らしの安全推 進課)	224検体 ・うち残留農薬検査22品 目,120検体 ・うち輸入食品20食品 108検体	211検体 ・うち残留農薬検査22品 目,110検体 ・うち輸入食品20食品 123検体	160検体 ・うち残留農薬検査20品 目,106検体 ・うち輸入食品10食品 63検体
BSE検査 (食と暮らしの安全推 進課)	牛全頭(6,070頭)	牛全頭(5,724頭)	牛全頭(5,208頭)

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
と畜場の監視指導及び食肉の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 毎月1回 ○食肉輸送車の監視 全車両 ○枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等2,045頭 ○枝肉等細菌検査 272検体 ○枝肉等腸管出血性大腸菌検査 150検体	○と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 毎月1回 ○食肉輸送車の監視 全車両 ○枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等2,045頭 ○枝肉等細菌検査 450検体 ○枝肉等腸管出血性大腸菌検査 119検体	○と畜場法等に基づくと畜場の監視指導 毎月1回 ○食肉輸送車の監視 全車両 ○枝肉等残留抗菌性物質の検査 牛豚等1,536頭 ○枝肉等細菌検査 480検体 ○枝肉等腸管出血性大腸菌検査 90検体
食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○食鳥処理施設の監視(1) 大規模 週1回 ○認定小規模食鳥処理場(9) 年12回/1か所 ○食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,613検体 ○食鳥肉細菌検査 283検体	○食鳥処理施設の監視(1) 大規模 週1回 ○認定小規模食鳥処理場(9) 年12回/1か所 ○食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,584検体 ○食鳥肉細菌検査 146検体	○食鳥処理施設の監視(1) 大規模 週1回 ○認定小規模食鳥処理場(7) 年12回/1か所 ○食鳥肉残留抗菌性物質の検査 2,109検体 ○食鳥肉細菌検査 208検体
かき処理場等の監視指導及び生食用かき等の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○処理場 149施設 (延〜監視数269件) ○袋詰め業者 89施設 (延〜監視数237件) ○入札場 3施設 (延〜監視数 2件)	○処理場 145施設 (延〜監視数307件) ○袋詰め業者 80施設 (延〜監視数261件) ○入札場 3施設 (延〜監視数 3件)	○処理場 14施設 (延〜監視数106件) ○袋詰め業者 60施設 (延〜監視数131件) ○入札場 2施設 (延〜監視数 0件)
貝毒及びノロウイルス等の検査 (食と暮らしの安全推進課)	○かき養殖海域の海水検査 130ポイント ○かき成分規格 178検体 ○ノロウイルス 75検体	○かき養殖海域の海水検査 130ポイント ○かき成分規格 164検体 ○ノロウイルス 75検体	○かき養殖海域の海水検査 46ポイント ○かき成分規格 25検体 ○ノロウイルス 74検体
栄養成分表示 (健康推進課)	○相談・指導件数 55件 ○研修会 17回 880人 ○立入検査 0件	○相談・指導件数 39件 ○研修会 18回 1,142人 ○立入検査 0件	○相談・指導件数 25件 ○研修会 1回 23人 ○立入検査 3件
健康食品等虚偽誇大広告指導 (健康推進課)	○相談・指導件数 23件 ○研修会等 17回 880人 ○立入検査 2件	○相談・指導件数 16件 ○研修会等 18回 1,142人 ○立入検査 0件	○相談・指導件数 12件 ○研修会等 ※中止 ○立入検査 2件

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
遺伝子組換え食品検査 (食と暮らしの安全推進課)	○とうもろこし加工品, 豆腐 20件	○米加工品 10件	○米加工品 ※中止 件
食品中のアレルギー物質検査 (食と暮らしの安全推進課)	○うどん, クッキー・ビスケット, 食肉製品 40件	○うどん, クッキー・ビスケット, 食肉製品, 魚肉ねり製品 41件	○うどん, クッキー・ビスケット, 食肉製品, 魚肉ねり製品, インスタント食品 44件
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)遵守状況調査 (食と暮らしの安全推進課)	○食品表示ウォッチャー報告に基づく調査 22件 ○その他の情報に基づく調査 32件	○食品表示ウォッチャー報告に基づく調査 31件 ○その他の情報に基づく調査 48件	○食品表示ウォッチャー報告に基づく調査 ※中止 ○その他の情報に基づく調査 16件
不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく調査指導 (食と暮らしの安全推進課)	○調査・指導件数 9件	○調査・指導件数 7件	○調査・指導件数 8件
宮城県食品表示ウォッチャー (食と暮らしの安全推進課)	○50人委嘱 ○毎月10品目のモニタリング ○調査店舗数 1, 283店舗 うち疑義あり61店舗	○50人委嘱 ○毎月10品目のモニタリング ○調査店舗数 1, 332店舗 うち疑義あり75店舗	○ 人委嘱 ※中止 ○毎月10品目のモニタリング ※中止 ○調査店舗数 ※中止 店舗 うち疑義あり 店舗
輸入生かき偽装防止特別監視員(オイスターGメン)による監視・指導 (食と暮らしの安全推進課)	○監視・指導回数 36回	○監視・指導回数 35回	○監視・指導回数 20回

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立
 (1) 情報共有及び相互理解の促進

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
各農業改良普及センターに設置した「地域の食と農の相談窓口」における相談件数 (農業振興課)	○相談件数 133件	○相談件数 116件	○相談件数 46件
消費者対象の講座及び現地農業見学会等の開催(食と暮らしの安全推進課)	○開催回数 20回	○開催回数 11回	○開催回数 1回

(2) 県民参加

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
みやぎ食の安全安心消費者モニター数 (食と暮らしの安全推進課)	○モニター登録数 914人	○モニター登録数 1,012人	○モニター登録数 772人
みやぎ食の安全安心取組宣言 (食と暮らしの安全推進課)	○宣言者数 65,720生産者 3,320事業者	○宣言者数 65,721生産者 3,256事業者	○宣言者数 65,721生産者 3,265事業者
みやぎ食の安全安心県民総参加運動PR用リーフレットの作成配布 (食と暮らしの安全推進課)	○配布部数 当初作成12,000部	○配布部数 当初作成12,000部	○配布部数 当初作成12,000部
食品表示110番に寄せられた違反疑義情報に基づく指導 (食と暮らしの安全推進課)	○受付件数 149件	○受付件数 73件	○受付件数 52件
食の110番に寄せられた相談等 (食と暮らしの安全推進課)	○受付件数 147件	○受付件数 182件	○受付件数 246件
地方懇談会 (食と暮らしの安全推進課)	○開催か所数 県内15か所 (延べ16回)	○開催か所数 県内12か所 (延べ17回)	○開催か所数 県内 1か所 ※中止 (延べ 回)

3 食の安全安心を支える体制の整備
 (1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
庁内連絡会議等 (食と暮らしの安全推進課)	○食の安全安心推進員会議 12回 ○みやぎ食の危機管理対応 チーム会議定例会議等 12回	○食の安全安心推進員会議 11回 ○みやぎ食の危機管理対応 チーム会議定例会議等 11回	○食の安全安心推進員会議 10回 ○みやぎ食の危機管理対応 チーム会議定例会議等 10回

(2) みやぎ食の安全安心推進会議

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
みやぎ食の安全安心推進会議 (食と暮らしの安全推進課)	○開催回数 3回	○開催回数 4回	○開催回数 3回

◇ 用 語 集 ◇

あ

●アレルギー物質

アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、近年、アレルギー物質を含む食品が原因の健康被害が多く見られることから、こうした被害を未然に防止する観点から、アレルギー物質の表示が平成 14 年に法制化されました。厚生労働省では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤（病状が著しく重い）なアレルギーを起こすことが明らかになった 7 品目（小麦、そば、卵、乳及び落花生、えび、かに）を、「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、18 品目（あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）について表示を奨励しています。

●遺伝子組換え食品

食品となる植物等に、細菌やウイルスなどの有用な遺伝子を組み込む遺伝子組換え技術により作られる食品のことです。食品生産の量的・質的向上や害虫や病気に強い農作物の改良、加工特性などの品質向上に資することが期待されています。組換え DNA 技術を応用した食品は、農作物及びその加工食品と組換え DNA 技術を利用して得られた微生物から製造した食品添加物があります。

遺伝子組換え食品については安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てんさいの 7 種、及びその加工食品の 32 食品群について、遺伝子組換え食品を使用している場合は「遺伝子組換え」と、使用の有無が不明の場合は「遺伝子組換え不分別」と表示することが義務付けられています。

●牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）

牛の病気。脳の神経細胞が空胞化し、スポンジ状になることから名付けられました。起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後 2 週間から 6 カ月で死に至ります。治療法はなく、原因たんぱく（異常プリオン）に感染した脳・脊髄・目、回腸遠位部やせき柱に含まれる背根神経節等を食べることで人間にも感染するといわれています。1986 年にイギリスで初めて発生が確認され、日本でも 2001 年 9 月に第 1 号の発生が確認されています。同年 10 月 18 日からは全国で BSE 検査が行われるとともに、食肉処理時の特定危険部位（舌及び頬肉を除いた頭部、脊髄、回腸遠位部（小腸の最後約 2 m の部分）及びせき柱に含まれる背根神経節：SRM）の除去・焼却が法令上義務化されています。

●エコファーマー

環境と調和した農業生産をより一層推進するため、平成 11 年に「持続性の高い農業生産

方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」が制定されました。

この法律は、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行うものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

●オイスターGメン（輸入生かき偽装防止特別監視員）

輸入生かき混入（偽装）を防止し、宮城のかきの信頼回復を図るため、県内のかき仲買・袋詰め業者が偽装防止などを目的に設立した「宮城県産生かき適正表示協会」に加盟し県内で生かきを取り扱う仲買・袋詰め業者を主な対象として、抜き打ち調査等を行うものです。

か

●貝毒

二枚貝類（ホタテ、かき、あさり等）は、海水中のプランクトンを餌にしていますが、海水中には時として有毒なプランクトンが発生します。それを摂取した二枚貝は、その毒成分を体内の中腸腺（ヒトの肝臓及び膵臓に相当する器官）に蓄積し、それが原因となって本来無毒である二枚貝が毒化します。これが貝毒です。

貝毒には麻痺性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、貝毒の毒量はマウス・ユニット(MU)という単位で表され、各々規制値が定められています。

麻痺性貝毒は可食部1gあたり4MU、下痢性貝毒では可食部1gあたり0.05MUを超えると出荷が規制されます。

貝毒は海水中の有毒プランクトン濃度が低くなると、徐々に貝の体内から排出されて消失します。

●GAP（農業生産工程管理） 「ギャップ」と呼称

Good(良い) Agricultural (農業) Practice(やり方)の頭文字をとっています。

農林水産省は「農業生産工程管理」、日本GAP協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。

農業生産工場において、生鮮農産物の安全性確保などを主な目的とし、生産から出荷の段階想定される3つの危害、化学的危険（残留農薬など）、物理的危険（異物混入など）、生物学的危険（病原微生物など）を未然に回避するための農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組のことです。

従来は最終の収穫物をサンプリングしての「ファイナルチェック方式」（結果管理）であったが、GAPではISOやHACCPのような「プロセスチェック方式」（工程管理）の考え方を農業現場に導入したものです。

●牛肉トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）（平成15年6月11日法律第72号）

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサ

ビリティ法)が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。

これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

●景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)(昭和37年5月15日法律第134号)

消費者を惑わす過大な景品付き販売や、誇大な広告、不当な表示を規制し、公正な競争を確保し、消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

●健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成14年8月に制定され、平成15年5月1日に施行されたものです。

特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。

●高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状を起こし、神経症状(首曲がり、元気消失等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)等が現れ、鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、わが国ではH5亜型、H7亜型のA型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。

高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。

●コーデックス委員会

(CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION : CAC)

コーデックス委員会は、FAO/WHO合同食品企画計画の実施機関として、1962年に、FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機構)が合同で設立した国際政府間組織で、その設置目的は、国際食品企画の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正を確保することです。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO(世界貿易機関)の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリアのローマに置かれており、2009年3月現在の加盟国は180カ国及び1機関で、我が国は1966年に加盟しています。

●**残留農薬**

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は販売禁止等の措置が取られることとなります。

●**JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)**

(昭和25年5月11日法律第175号)

食品衛生法とともに食品の表示を規制する法律であり、農林物資の品質の改善・生産の合理化・取引の単純公正化・使用又は消費の合理化を図ることと、適正表示によって一般消費者の選択に資することを目的に農林水産大臣が定めています。

農林水産大臣が制定した日本農林規格による格付検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めるJAS規格制度(有機食品の検査、認証も含む)と、品質表示基準に従った表示をすべての飲食料品に義務づける品質表示基準制度の2つの制度からなっています。

●**JPP-NET(植物防疫情報総合ネットワーク)**

JPP-NETは、(社)日本植物防疫協会が運用する農作物の病虫害防除に関する情報を総合的に取り扱う会員制のネットワークです。病虫害防除に関する最新情報を提供しています。

●**食育**

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

●**食育推進ボランティア**

食と農に関する知識、技術、経験等を持ち、これらの知識等を地域社会に広げる活動をするボランティアのことで、食生活改善推進員、栄養士、調理師等などの個人や食品製造企業、農業者団体、食文化研究会などの企業・団体などをメンバーとしています。

●**食中毒**

食中毒の原因となる細菌、ウイルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの健康被害が起こることです。

食中毒の約5割は、食べ物の中で増えた食中毒菌や食中毒菌が作った毒素を食べることにより起きる細菌性食中毒です。細菌性食中毒の主なものは、カンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌O157等があります。

このほか、ノロウイルス等のウイルスを原因とする食中毒や、毒キノコや貝毒、フグ毒など

による自然毒食中毒，洗剤や農薬などの化学物質の混入による化学性食中毒があります。

なお，食べ過ぎ，飲み過ぎによる体調不良，ビタミン欠乏による栄養障害，食品中に混入したガラス，針などの異物による物理的・機械的障害，熱いものの摂取によるやけどなどは食中毒に含まれません。

●食鳥検査

平成 2 年 6 月 29 日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（食鳥検査法）が公布され，それまで「食鳥処理加工指導要領」により実施していた全羽自主検査が，平成 4 年 4 月 1 日から，食鳥検査に変更されました。年間 30 万羽を超える処理を行う食鳥処理場では，都道府県知事の検査として，獣医師である食鳥検査員の検査を受けなければならないことになりました。

また，30 万羽以下を処理する食鳥処理場では，都道府県知事の認定を受けた事業者が確認規定に従い，基準に適合していることを確認しています。

●食鳥検査員

食鳥検査員は，都道府県知事が指定する，食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員（獣医師）。本県では，食肉衛生検査所及び仙南保健所，塩釜保健所岩沼支所に配置しています。

●食鳥処理場

食鳥検査法に基づき，食用に供する目的で食鳥（鶏，あひる，七面鳥等）をと殺し，羽毛を除去し，食鳥と内臓を摘出する行為を行う施設をいいます。

●食鳥処理法（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに，食鳥検査の制度を設けることにより，食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し，もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として，平成 2 年に制定され，食鳥処理業の許可，食鳥検査，食鳥処理業者の遵守事項等について規定されています。

●食品安全委員会

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で，健康への悪影響について科学的評価（食品健康影響評価）を実施し，それに基づいた勧告を行う他，消費者，食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換，重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7 名の委員から構成され，その下に専門調査会が設置されています。

●食品安全基本法（平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号）

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成 15 年 5 月に制定されました。

この法律に基づき，食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されており，食品健康影響評価に基づき，各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し，実施します。

また、情報の公開、関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。

●食品衛生監視員

都道府県知事等に任命され、食品に起因する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設等の監視指導、食品、添加物等の収去検査、HACCPなどの高度衛生管理方式の普及等の職務に従事する、薬剤師・獣医師等の資格を持った都道府県等の職員で、保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。

●食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

昭和22年に「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的に制定されたが、BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりから、食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成15年5月に改正された。

改正食品衛生法は、①国民の健康の保護のための予防観点に立ったより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携という3つの視点に基づき見直されており、新たに食品関係事業者の責務の明確化等が盛り込まれています。

●食品添加物

食品添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、保存料、甘味料、着色料等が該当する。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には、化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

●食品表示ウォッチャー

JAS法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため、県民から食品表示ウォッチャーを公募し、食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングをしていただくとともに、その結果を県に情報提供していただくものです。県は、その情報に基づき監視・指導を行います。

●飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)

(昭和28年4月11日法律第35号)

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用(家畜等への供与)の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

●腸管出血性大腸菌，^{オ-}O 1 5 7

大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害であるが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあり、病原大腸菌あるいは下痢原性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素（ベロ毒素）を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で、血清型が（O 1 5 7 : H7）の菌を特に腸管出血性大腸菌O 1 5 7と呼びます。この菌による食中毒事件は、米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり、4名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとしてO 2 6，O 1 1 1などがあります。

日本では、平成8年に全国で腸管出血性大腸菌O 1 5 7による食中毒事件が多発し、社会問題になりました。

●動物用医薬品

専ら動物に用いられる医薬品（抗生物質や寄生虫駆除剤など）であり、動物の病気の治療または予防に使用されています。「薬事法」に基づき使用が規制されており、対象動物、用法及び用量、使用禁止（出荷制限、休薬）期間など使用者が守る基準が定められています。

●特別栽培農産物

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。

県では、この条件を満たした農産物を認証する制度を設けており、認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより、消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。

●と畜場

と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜（牛，馬，豚，山羊，羊）をと殺し、または解体するために設置された施設をいいます。

●と畜場法(昭和28年8月1日法律第114号)

「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として昭和28年に制定され、と畜場の設置の許可、と畜場の衛生管理、と殺または解体の検査等について規定されています。

●トレーサビリティ(システム)

トレーサビリティとは、trace（追跡）とability（可能）を合わせた言葉で、食品の生産、加工、流通等の各段階で、原材料（食品）が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工

されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。

また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等を IT などの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な利用があるのかといった課題もあります。

なお、国産牛肉については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。

な

●農薬

農薬取締法において、農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。

また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。

用途別に見ると、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。

現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの（例：りんご、もも）もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。

国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。

農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。（使用基準）

食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準を設定し、安全確保を図っています。

●農薬管理指導士

農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者やJA職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。また、指導的農業者を対象としては、これまで研修を経て「農薬適正使用推進員」として認定しておりましたが、平成22年度以降は、農薬管理指導士として制度を統一することとしております。

●農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)

農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められています。

●ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、他の食中毒菌と異なり、食品中では増殖しません。このため、人から排出されたウイルスが、河川等を経て海にたどり着き、カキなどの二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられています。

従前は小型球形ウイルス又は SRSV (Small Round Structured Virus) と呼ばれていましたが、遺伝子学的な分類でノロウイルスとそれ以外のものに分けられることがわかったため、SRSVのうちノロウイルスと同定されるものについては、この名称を用いることになりました。

潜伏時間は 24 ～ 48 時間で、主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱 (38℃以下) など風邪に似た症状を呈し、冬場に多く発生する傾向があります。

ウイルスを取り込んだカキなどの二枚貝を不十分な加熱で食べた場合や、感染者の用便後の手洗い不足等により、ウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがあります。なお、感染者の便や吐しゃ物に接触したりすることにより二次感染を起こすこともあります。

予防策としては、カキなどの二枚貝は中心まで十分に加熱して食べることや手洗いの徹底等があげられます。

平成 9 年 5 月に改正された食品衛生法で、食中毒病因物質に小型球形ウイルス (SRSV) が追加され、さらに平成 15 年 8 月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス (SRSV) からノロウイルス (NV) に変更されています。

は

●H A C C P (ハサップと呼ばれています。)(危害分析重要管理点) Hazard Analysis Critical Control Point

米国航空宇宙局 (NASA) における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害についてあらかじめ調査・分析 (Hazard Analysis) し、この分析結果に基づいて、より安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点 (Critical Control Point) と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法です。

日本でも、平成 7 年に国がこの考え方を導入し、公的に認める衛生管理システムとして、総合衛生管理製造過程の承認制度があります。

●B S E スクリーニング検査

牛が BSE に感染していないかどうかを、牛の脳の一部 (延髄) を取り出して、そこに BSE の原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。

国内では、平成13年10月18日から、と畜場でと刹解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されていましたが、平成17年8月1日からBSE検査対象月齢は21か月以上となりました。

ただし、現在のところ、牛の全頭検査を継続しています。

●ポジティブリスト制

平成15年の食品衛生法の改正で、農薬、動物用医薬品、飼料添加物（以下農薬等）についてポジティブリスト制が導入されました。施行は平成18年5月からです。

リストにないものの流通を原則禁止する制度がポジティブリスト制といいます。反対に、リストにあるものの流通を原則禁止する制度をネガティブリスト制といいます。

食品衛生法では、「食品、添加物等の規格基準」において、農産物等に残留する農薬等の量の限度（残留基準）が定められています。残留基準を超えて農薬等が検出された場合は、その食品を流通させることはできません。

農薬等の残留基準設定に関する従来の考え方は、いわばネガティブリスト制で、一定限度以上の残留を禁止する農薬等をリストにして、基準化していました。従って、残留基準の設定されていない農薬等が検出されても、その食品の流通を禁止することは、法的にはできませんでした。

また、残留基準の設定されている農薬等の数も国内外で使用されている農薬等に対してその約3分の1程度しか基準化されていませんでした。

ポジティブリスト制では、原則的に必要とされる農薬に対して可能な限り基準化を行うとともに、残留基準が定められていない農薬等であっても、残留基準のない農薬等に対する「一律基準」を設定し、それを超えて農薬等が検出された食品の流通が禁止されます。

ま

●宮城県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき都道府県等が実施する監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年計画を定めるものです。

地域の実情を踏まえた食品衛生関係施設に対する重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。

●宮城県産かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を推進し、消費者の信頼を得るため、業者自らが自主基準を制定し、これを県が認証する制度である「宮城県産食品に係る適正表示協会制度」（平成14年9月24日設置）に基づき、宮城県産かきに係る食品表示の適正化のために、県内のかき仲買・袋詰め業者により平成14年10月4日に設置されたものです。

●みやぎ食の安全安心県民総参加運動

「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食の安全安心確保対策が、持続的かつ着実な取組が図られるよう「食の安全安心取組宣言」及

び「食の安全安心消費者モニター制度」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。

●みやぎ食の安全安心消費者モニター制度

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごろの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらいます。

●みやぎ食の安全安心取組宣言

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としています。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民にPRします。

●みやぎ食の危機管理基本マニュアル

食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。

●みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度

宮城県では、平成16年10月に国のHACCP（ハサップ；危害を分析し、重要管理点を定めて監視することにより、食品の危害発生を防止するシステム）承認制度より対象を広げ、県内（仙台市を除く。）の中小の食品製造、加工、調理を行っている施設でもHACCPの手法を取り入れ、一定レベル以上の衛生水準を保っている施設を評価し、業界全体の衛生レベルの向上を図るために、独自の食品衛生自主管理登録・認証制度を開始しました。

制度の概要

- ① 知事が要綱で定めた基準以上の施設・設備等を備え、自主衛生管理を行っていること認められる県内（仙台市を除く。）の食品製造施設等について保健所（支所）長が施設の「登録」を行います。
- ② 登録した施設が自主衛生管理を1年以上実施しているとともに、特定した主要食品を製造、加工又は調理する工程で基準以上の衛生管理方式を実施していると認められる施設について知事が「認証」を行います。

●無登録農薬

無登録農薬とは、農薬取締法の規定に基づく農林水産大臣の登録を受けずに、農薬的な使用を目的に販売・使用されている資材のことをいい、無登録農薬のラベルには登録番号の表示がありません。

登録を受けた農薬には、「農林水産省登録番号〇〇号」のように必ず農林水産省の登録番号が効果のある作物や病害虫名とその使用方法とともに記載されます。

無登録農薬と呼ばれるケースとしては、過去に登録されていた農薬で、安全等に問題があり販売・使用が禁止されているものや、日本では登録されていない外国の農薬などがあります。

ら

● リスク (Risk)

食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）をいいます。

● リスク管理 (Risk Management)

リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施することといいます。政策・措置の見直しも含まれます。

● リスクコミュニケーション (Risk Communication)

リスク評価（後記）やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。

● リスク評価 (Risk Assessment)

食品に含まれるハザード（危害要因）を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。

● リスク分析 (Risk Analysis)

食品を通じてハザード（危害要因）を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。

みやぎ食の安全安心推進条例

平成16年3月23日
宮城県条例第31号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 食の安全安心基本計画（第6条）
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策（第7条—第14条）
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議（第15条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者（以下「関係者」という。）による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- 二 生産者・事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- 三 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）その他食の安全安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。

2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程（以下単に「一連の過程」という。）において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。

（生産者・事業者の責務）

第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全安心の確保に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

- 2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。

- 2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

- 一 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。
- 二 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
- 三 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。
- 四 その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

第16条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者を代表する者
- 三 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン（政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。）は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ食の安全安心推進会議の委員	出席一回につき	11,600円	5 級
------------------	---------	---------	-----